

コロナ渦において事業活動の一時的な縮小を余儀なくされた事業主が、「出向」により労働者の雇用を維持する場合、出向元と出向先の双方の事業主に対して一定期間の助成を行う産業雇用安定助成金（仮称）の創設が新たに予定されています。今回、その概要が厚生労働省から公表されたので、創設予定という前提にはなりますが、その内容を確認していきます。

＜産業雇用安定助成金（仮称）＞の概要

◆助成の対象となる「出向」

対 象：雇用調整を目的とする出向（新型コロナウイルス感染症の影響により事業活動の一時的な縮小を余儀なくされた事業主が、雇用の維持を図ることを目的に行う出向）が対象。

前 提：雇用維持を図るための助成のため、出向期間終了後は元の事業所に戻って働くことが前提。

※出向元と出向先がグループ関係にない、玉突き雇用・出向を行っていない等の要件あり。

◆助成内容

出向運営経費と出向初期経費に分かれ、出向元事業主と出向先事業主とが共同事業主として支給申請を行い、その申請に基づきそれぞれの事業主へ支給されます。

（申請手続きは出向元事業主が行います。）

○出向運営経費

出向元事業主及び出向先事業主が負担する賃金、教育訓練及び労務管理に関する調整経費など、出向中に要する経費の一部を助成する。

・出向元が労働者の解雇等を行っていない場合

中小企業… 9/10 中小企業以外… 3/4

・出向元が労働者の解雇等を行っている場合

中小企業 …4/5 中小企業以外… 2/3

（上限額：12,000 円/日）

○出向初期経費

就業規則や出向契約書の整備費用、出向に際して出向元であらかじめ行う教育訓練や、出向先が出向労働者を受け入れるために用意する機器や備品等、出向に要する初期経費を助成する。

（り）

（助成額：出向元・先、各 10 万円/1 人当たり）

※出向元事業主または出向先事業主がそれぞれ一定の要件を満たす場合は加算額あり。

※令和 3 年 1 月 1 日以前の出向は出向運営経費のみ助成対象となります。

制度の創設には、第三次補正予算の成立、厚生労働省令の改正等が必要であり、現時点ではあくまで予定となりますので、ご注意ください。

〈追記〉

1月22日付で厚生労働省より、今般の緊急事態宣言の発令に伴う雇用調整助成金の特例措置等について、下記概要にて報道発表がございましたのでご案内いたします。

① 雇用調整助成金・緊急雇用安定助成金、休業支援金・給付金の特例措置の延長

→緊急事態宣言が解除された月の翌月末まで

② 特に業況が厳しい大企業への雇用調整助成金等の助成率引き上げ

→時短要請に応じている大企業への助成率引き上げに加え、売上等が前年又は前々年同期と比べ、最近3か月の月平均値で30%以上減少した全国の大企業に対しても、当該宣言が全国で解除された月の翌月末まで、雇用調整助成金等の助成率を最大10/10とする予定。

上記内容を踏まえたうえで、宣言解除後は段階的に助成額上限、助成率の縮減が行われる予定です。

〈緊急事態宣言が前項で解除された翌々月から2か月間〉

・雇用調整助成金1人1日あたりの助成額 現行：15,000円 → 予定：13,500

・解雇等を行わなかった場合の中小企業の助成率 現行：10/10 → 予定：9/10

・休業支援金等の1人1日あたりの助成額 現行：11,000円 → 予定：9,900円

※ただし感染が拡大している地域（順次公表）・特に業況が厳しい企業（売上の前年もしくは全前年比で直近平均30%減）の雇用維持を支援するための特例措置あり。（上限額15,000円、助成率最大10/10）。

岡橋志甫